海外旅行者の皆様へ
＝通関案内＝

税関へのお問い合わせ先〔税関相談官（室）〕

- 函館税関 …… 0138-40-4261
- 東京税関 …… 03-3529-0700
  - 成田税関支署 …… 0476-34-2128
- 横浜税関 …… 045-212-6000
- 名古屋税関 …… 052-654-4100
  - 中部空港税関支署 …… 0569-38-7600
- 大阪税関 …… 06-6576-3001
  - 関西空港税関支署 …… 072-455-1600
- 神戸税関 …… 078-333-3100
- 門司税関 …… 093-332-8372
  - 福岡空港税関支署 …… 092-477-0101
- 長崎税関 …… 095-828-8619
- 沖縄地区税関 …… 098-863-0099

税関検査へのご協力をお願いします。

税関イメージキャラクター
カ　ス　タ　ム　君

財　務　省
税　　関

2007. 4

【目　　次】

◎ 出国時の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
1．現金などの持ち出し
2．外国製品の持ち出し
◎ 輸出が禁止または規制されている品物　・・・・・ P 3
1．輸出が禁止されている品物
2．輸出が規制されている品物
◎ 入国時の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
1．現金などの持ち込み
2．携帯品などの申告手続き
3．検査台の選択
◎ 別送品の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
1．外国から送る際の注意点
2．入国（帰国）時の手続き
3．別送品の到着後の手続き
◎ 輸入が禁止または規制されている品物　・・・・・ P 7
1．輸入が禁止されている品物
2．輸入が規制されている品物
◎ 免税の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
◎ 税の適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
◎ 免税範囲を超える場合の
携帯品・別送品申告書の記入例　・・・・・・・・・ P 13

税関手続きについてのご相談は、カスタムスアンサーもご利用ください。

○インターネット（税関ホームページ）
http://www.customs.go.jp/

○音声又は FAX（自動応答・24 時間受付）

東　京	03-3528-3666	大　阪	06-6576-1130
横　浜	045-212-0300	神　戸	078-333-4410
名古屋	052-655-1790	門　司	093-332-8800

◎ 出国時の手続き

1．現金などの持ち出し（持ち込みの場合も同じ）

次のような場合には、出国（入国）に際し、税関へ「支払手段等の携帯輸出・輸入届出書」を提出してください。（「届出書」は税関に用意してあります。）

⑴　携帯する現金、小切手（トラベラーズチェックを含む。）、約束手形及び有価証券の合計額が100万円相当額を超える場合（外国の通貨及び外国の通貨で表示されているものを含む。）

⑵　携帯する金の地金（純度90％以上）の重量が1kgを超える場合

2．外国製品の持ち出し

現在使用している外国製品（例えば、時計、バッグ、ネックレス、指輪など）を外国に持出す場合には、「外国製品の持出し届」に持ち出す物の品名・数量・特徴などを記入し、出国の際に、現品を添えて税関の確認を受けてください。（持出し届は、税関に用意してあります。）

この確認が無いと、帰国時に外国で購入されたものと区別できず、課税される場合があります。

なお、加工・修繕のために持ち出す場合には、一般の貿易貨物と同様の輸出手続きが必要となります。

「外国製品の持出し届」

外国製品をお持ちの方に

出国の時、税関に届け確認をうけておけば、
帰国の際、その荷物に税金はかかりません

外国製品の持出し届

税関印
ここに税関の印がないと無効です

なまえ	税　関　花　子

品　　名	数量	銘柄、特徴、番号、カラット等を書いて下さい
指　輪	2	ダイヤモンド　Pt台　1.0ct ルビー　Pt台　0.34ct
腕時計	1	ローレックス　女性物丸型 198868　2年使用

◎紛失しないように　　◎帰国の際、税関に提出のこと

【税関からのお願い】

- 商業貨物や高額な物品等を外国へ持ち出す場合には、一般の貿易貨物と同様の輸出手続きが必要となる場合があります。
- 輸出免税物品を購入された方は、出国の際に、税関の確認を受ける必要があります。輸出証明申請書もしくは輸出免税物品購入記録票を税関に提出してください。
- 外国製品、輸出規制の対象となっている品物、輸出免税物品等をスーツケースなどに入れて「機(船)内預け」とする場合は、航空(船)会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。

◎ 輸出が禁止または規制されている品物

外国へ持ち出しが禁止または規制されている品物には次のようなものがあります。

1．輸出が禁止されている品物

⑴ **あへん、コカイン、ヘロイン、MDMA、マジックマッシュルームなどの麻薬、大麻、覚せい剤、向精神薬**など

⑵ **児童ポルノ**

⑶ **特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する**物品及び**不正競争防止法**に違反する物品

2．輸出が規制されている品物

銃砲や超高性能パソコンなどは輸出が規制されています。このような品物を持ち出す場合には、事前に経済産業省で手続を行い、出国の際に、税関の確認を受ける必要があります。(詳細については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課（TEL 03-3501-1659）にお問い合わせください。)

◎ 入国時の手続き

1．現金などの持ち込み

出国の際と同様の手続きが必要となります。

(２ページの出国時の手続き「1．現金などの持ち出し」を参照してください。)

2．携帯品などの申告手続き

海外で購入されたもの、預かってきたものなど、本邦に持ち込む携帯品については、税関に申告し、必要な検査を受けることとなります。

なお、次のいずれかに当てはまる方は、必ず「携帯品・別送品申告書」に入国時に携帯して持ち込むものを記入した上で、必要通数を提出してください。（申告書は、税関の他、航空機機内、船内に用意してあります。）

○ 免税範囲を超えている方
○ 銃砲刀剣類を持っている方
} １通

○ 別送品がある方　２通

㈱ 別送品とは、入国の際に携帯せずに、郵送などの方法で別に送った手荷物のこと（詳しい手続きについては、5 ページを参照してください。）

3．検査台の選択

税関（空港）では、手荷物の検査を適正かつ迅速に行うために検査台を緑と赤に色分けし、皆様ご自身で選択していただいています。

緑の検査台⟶免税の範囲を超えていない方

赤の検査台⟶免税の範囲を超えている方
又は免税の範囲を超えているかどうか分からない方
その他、税関での諸手続が必要な方

（注）免税範囲については、10 ～ 11 ページを参照してください。

【税関からのお願い】

- 海外から持ち帰った品物は、税関検査を受けやすいように、できるだけ一つにまとめてください。
- 領収書、カード利用控などは、大切に保管し、すぐに出せるようにしておいてください。
- 税金は、現金にて税関検査場内の銀行で納付してください。銀行の派出所がない場合は、税関職員が領収します。
- 商業貨物や高額な物品等を持ち込む場合には、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。

◎ 別送品の手続き

1．外国から送る際の注意点

必ず品物の外装、税関告知書（郵便物）、送り状などに「別送品」と明確に表示し、入国（帰国）者本人を受取人としてください。

特に土産品店等に依頼して送る場合には、「**別送品**」**（Unaccompanied Baggage）の表示を必ず行うように店員に指示してください。**

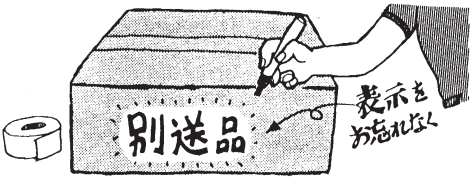

（Unaccompanied Baggage）

2．入国（帰国）時の手続き

「携帯品・別送品申告書」を２通、税関に提出してください。このうち、１通に税関が確認印を押してお返ししますので大切に保管してください。

入国（帰国）後に、別送品申告はできませんので、忘れずに申告してください。

なお、数ヵ所から別送した場合であっても提出は２通です。

3．別送品の到着後の手続き

⑴　郵送した場合

別送品が日本に到着すると「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」という葉書が郵送されますので、**入国（帰国）時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を返信用部分と共に、その葉書を差し出した税関外郵出張所に提出してください。**（詳細については、パンフレット「国際郵便物通関手続のしおり」を参照してください。）

⑵　郵送以外の場合

別送品が日本に到着すると航空貨物代理店や船会社などから到着通知がありますので、入国（帰国）時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」、旅券などを持って別送品の到着地税関で手続をしてください。（取扱業者によっては到着通知がない場合がありますので、詳細については、航空貨物代理店や船会社などに照会してください。）

なお、別送品については、入国（帰国）後６か月以内に輸入され、かつその輸入申告の際、入国（帰国）時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を輸入地税関に提出した場合に限り、入国時に使用した免税枠の残りの範囲内で、免税の適用を受けて輸入することができます。（免税範囲については、10～11ページを参照してください。）

注意！

1. 入国（帰国）時に別送品の申告をしなかった場合や確認印を受けた申告書を紛失された場合は、一般の貿易貨物と同様の輸入手続が必要となります。
2. 別送品の外装に「別送品」の表示がない場合には、関税等の納付額や納付手続などを通知する書類（例：国際郵便物課税通知書）が郵送されることがあります。この場合、税金を納付する前に、通知書を差し出した税関もしくは航空貨物代理店、船会社などに、お問い合わせください。
3. 商業貨物や高額な物品等を本邦へ持ち込む場合には、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。

◎ 輸入が禁止または規制されている品物

日本への持ち込みが禁止または規制されている品物には次のようなものがあります。

これに違反すると関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命令されることがあります。

なお、麻薬、けん銃などは、日本を経由して他国に輸送する場合でも処罰されることがあります。

1．輸入が禁止されている品物

⑴　**あへん、コカイン、ヘロイン、MDMA、マジックマッシュルームなどの麻薬、大麻、あへん吸煙具、覚せい剤、向精神薬**など

⑵　**けん銃等の銃砲及びこれらの銃砲弾や、けん銃の部品**

⑶　**ダイナマイト**などの**爆発物、火薬、爆薬**など

⑷　生物テロに使用されるおそれのある**病原体等**(注)

⑸　**化学兵器**の**原材料**となる**物質**

⑹　**通貨**又は**証券の偽造品、変造品、模造品**（例えば、偽造金貨など）や、**偽造クレジットカード**など

⑺　**公安**又は**風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品**（わいせつ雑誌、わいせつビデオテープ、わいせつＤＶＤなど）

⑻　**児童ポルノ**

⑼　**偽ブランド商品**など**知的財産権**（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権）**を侵害する物品**及び**不正競争防止法に違反する物品**

⑽　家畜伝染病予防法などの法律で定める特定の動物（特定外来生物を含む。）とその動物を原料とする製品など（詳細については、最寄りの動物検疫所、検疫所にお問い合わせください。また、特定外来生物に関する詳細については、環境省自然環境局野生生物課（TEL 03-3581-3351㈹）へお問い合わせください。）

⑾　植物防疫法で定める植物とその包装物など

(注) 2007 年 6 月 1 日施行

2．輸入が規制されている品物

⑴ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（**ワシントン条約**）に基づき、**動植物**の多くのものが輸出入の規制の対象となっており、この条約で定めた機関の発行する書類等（種類により異なりますが、輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など）が無いと輸入できません。

これらは生きている動植物だけでなく、漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。

ワシントン条約により持ち込みが規制されているもの(代表例)

加工品・製品	毛皮・敷物	トラ、ヒョウ、クマ等
	ベルト・財布 ハンドバッグ等	ワニ、ウミガメ、ヘビ（一部）、トカゲ（一部）、ダチョウ（一部）等
	象牙・同製品	インドゾウ及びアフリカゾウ
	はく製	ワシ、タカ、ワニ、センザンコウ等
	その他	ジャコウジカ・トラ・クマ等の成分を含む漢方薬、ヘビの皮革を利用した楽器（胡弓）、シャコガイの製品、オウムの羽飾り、クジャクの羽（一部）、サンゴの製品（一部）、チョウザメの卵（キャビア）等
生きている動植物	サル（全種）	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
	オウム （全種）	オウム、インコ類（セキセイインコ及びオカメインコを除く。）
	植物	ラン全種、サボテン全種等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、ヘビ（一部）、アロワナ（一部）等

⑵ **植物**（パイナップル、オレンジなどの果物、切花、野菜、米などが含まれます。）、**動物**（生きている哺乳動物や鳥類、生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなどが含まれます。）は**税関検査の前に検疫カウンターで必ず検疫を受けてください。**

⑶　**猟銃、空気銃、刀剣（刃渡 15 ㎝以上）など**については、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続を取った後でなければ輸入できないことになっています。

⑷　**医薬品、化粧品**などについては、**輸入者個人**が使用するものであっても、**輸入数量の制限**があります。

・医薬品及び医薬部外品……　２カ月分以内
（要指示薬等は１カ月分以内）
・外用剤（要指示薬は除く）……　１品目 24 個以内
・化粧品……　１品目 24 個以内
・医療用具……　１セット
（家庭用のみ）

これらを超えるものについては、厚生労働省の手続が必要です。（ただし、個人用であっても、重大な健康被害の起きるおそれがある製品については、輸入が制限されています。）

⑸　**輸入貿易管理令で規制**され、**経済産業大臣の輸入割当てや承認**が必要なものがあります。（海苔（のり）など）

輸入規制品の詳細についてのお問い合わせ先
⑴⑸…経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
貿易審査課　℡ 03-3501-1511㈹
⑵…最寄りの植物防疫所、動物検疫所、検疫所
⑶…最寄りの警察署
⑷…関東信越厚生局　℡ 048-740-0800
近畿厚生局　℡ 06-6942-4096
九州厚生局沖縄麻薬取締支所　℡ 098-854-2584

◎ 免税の範囲

（成人一人当たり）

品　　名			数量又は価格など
酒　　類			３　本 （７６０ml／本）
たばこ	日本に住んでいる方（日本居住者）		
		紙巻たばこのみの場合	外国製　　：２００　本 日本製（免税）：２００　本
		葉巻たばこのみの場合	５０　本
		その他の場合	２５０　g
	外国に住んでいる方（外国居住者）		
		日本に住んでいる方の２倍	
香　　水 （オード・トワレを除く。）			２　オンス （１オンスは約２８ml）
そ の 他 の 物 品			２０　万円 （海外市価の合計額） ①　合計額が２０万円を超える場合には、２０万円以内に納まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。 ②　１個で２０万円を超える品物は、例えば、２５万円のバッグは、２５万円の全額に課税されます。

＊　海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）

⑴　携帯品あるいは別送品のうち、個人的に使用すると認められるものに限り、成人一人当たり上記表の範囲内（かつ、米については年間 100 kgの範囲内）で免税となります。（携帯品と別送品の両方がある場合には、両方を合算します。）

⑵　未成年者の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。

(3)　６才未満の子供は、おもちゃなど明らかに子供本人の使用と認められるもの以外は免税になりません。

(4)　旅行中に使用していた衣類、化粧品などの身回品や職業上必要とする携帯用器具など（外国で取得したものを除く。）は、前ページの表にかかわらず原則として免税となります。

(5)　酒類、たばこ、香水を除くその他の品物については、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは、原則として免税となります。

注　意！

1.　**商品や商業用サンプル**は、個人的な使用に供するものでないため、課税対象となります。また、金額によっては、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。

2.　**円貨換算**は、「入国の日の属する週の前々週の平均レート」として税関長が公示したレートにより行われます。

3.　米について免税の適用を受ける場合には、地方農政局又は地方農政事務所に提出した「**米穀の輸入に関する届出書**」**（税関提出用）を税関に提出**してください。

◎ 税の適用

免税範囲を超える品物は次のように課税されます。

(1)　課税価格

「課税価格」とは、一般の輸入取引の場合の輸入港での価格をいいます。通常、携帯品や別送品については、海外での小売価格の６割程度の額としております。

(2)　税率

①　**簡易な税率が適用されるもの**（関税、内国消費税及び地方消費税が含まれています。）

【簡易税率等】

	税　　率
１．酒類	
⑴　ウイスキー及びブランデー	５００円/ℓ
⑵　ラム、ジン及びウォッカ	４００円/ℓ
⑶　リキュール	３００円/ℓ
⑷　ビール及び発泡酒	２００円/ℓ
⑸　蒸留酒（しょうちゅう等）	３００円/ℓ
⑹　その他のもの（ワイン等）	２００円/ℓ
２．その他の物品 (関税が無税のものを除く。)	１５％
３．紙巻たばこ	７．５円/本

②　**一般の関税率が適用されるもの**（関税のほか消費税及び地方消費税がかかります。）

・　１個（１組）の課税価格が１０万円を超えるもの
・　米（納付金の納付が必要となります。）
・　食用の海苔、パイナップル製品、こんにゃく芋、紙巻たばこ以外のたばこ、猟銃
・　簡易税率の適用を希望しない旨を税関に申し出たときは、旅行者が携帯し、又は別送して輸入する品物の全部

など

③　**消費税及び地方消費税のみ課税されるもの**（関税無税品）

腕時計、貴金属製の万年筆、貴石（裸石）、ゴルフクラブ、書画、コンパクトディスク、パソコンなど関税がかからない品物は、課税価格に対し消費税５％（うち１％は地方消費税）のみが課税されます。

◎ 免税範囲を超える場合の携帯品・別送品申告書の記入例

・　日本に住んでいる成年者１名が、次の品物を携帯して持ち帰る場合の例です。
・　11～12ページ「税の適用」の課税価格・税率を基に税額等を算出しています。

酒　類		4	本
たばこ	紙　巻	400	本
	葉　巻		本
	その他		グラム
香水		1	オンス

その他の品名	数 量	価　格
衣　類	1	50，000　円
腕時計	1	150，000　円
ハンドバッグ	1	80，000　円
指　輪	1	120，000　円
		円
＊税関記入欄		

携帯して持ち込む品物のみ記入してください。

税関では、旅行者の皆さんに有利となるように、免税範囲を最大限生かして、免税となる品物を選択します。

この場合の納付する税額は、

関　　税	4,500 円
たばこ税・たばこ特別税	1,500 円
酒　　税	300 円
消費税及び地方消費税	4,500 円
合　　計	10,800 円

(注) 1. 税目合計額の 100 円未満は切り捨てます。
2.「価格」欄は、実際に支払った金額を日本円で記入してください。

【免税範囲の適用・税額の計算】

(携帯して持ち込むもの)

ウイスキー 3本 (760ml)
ブランデー 1本 (700ml)
紙巻たばこ (外国製) 400本
香水 1オンス
衣類(1 着) 5万円
腕時計(1 個) 15万円
ハンドバッグ (1個) 8万円
指輪(1 個) 12万円

● 免税範囲を超える酒類1本が課税されます。
この場合、税額が少ないブランデーが課税されます。
(酒税額 350円)

(税額計算例)
(税 額) (容 量)
500円/ℓ × 0.7ℓ = 350円

● 免税範囲を超える紙巻たばこ200本が課税されます。
(たばこ税・たばこ特別税額1,500円)

○ 香水は、免税範囲内です。

● 衣類は、関税 15%が課税されます。 (関税額 4,500円)

(税額計算例)
(海外市価) (課税価格)
50,000円 × 0.6 = 30,000円
(課税価格) (関税率) (関税額)
30,000円 × 15% = 4,500円

● 腕時計は、消費税及び地方消費税5%が課税されます。
(消費税・地方消費税額4,500円)

(参考) 消費税及び地方消費税 5%とありますが、実際の計算方法は以下のとおり。

課税価格
(海外市価) (課税価格)
150,000円× 0.6 = 90,000 円

消費税
(課税価格) (税率) (消費税額)
90,000円× 4% = 3,600 円

地方消費税
(消費税額) (税率) (地方消費税額)
3,600円× 25% = 900 円

○ ハンドバッグと指輪は、他の物と比べて税額が多くなるため、優先して免税されます。

(参考) 課税した場合の関税額 (関税率15%)
指輪 10,800 円
ハンドバッグ 7,200 円

安全安心な社会を目指して

麻薬・けん銃、知的財産侵害物品などの密輸に関する情報を求めています。

密輸ダイヤル 0120-461-961（シロイ クロイ）